

◆おおい町耐震改修促進計画の概要◆

【計画の取り組み方針】

住宅、建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本に、町は耐震化促進のための環境整備、普及啓発などの支援を行い、官民一体となって地震災害に強い地域づくりを目指します。

住宅・建築物の耐震化促進の経緯

◆阪神・淡路大震災(平成7年)

- ・死者数の大部分が建物等の倒壊が原因
- ・現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建物に被害が集中

◆耐震改修促進法の制定(平成7年)

- ・建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性を高めることにより、国民の生命、身体及び財産を保護する。

◆地震の防災対策の必要性が高まる

- ・大規模な地震の頻発
- ・東日本大震災の発生(平成23年)
- ・南海トラフ巨大地震の想定の見直し

◆耐震改修促進法の改正(平成25年)

- ・建築物の一部、耐震診断の義務化
- ・耐震化の円滑な促進措置の追加
- ・建築指導等の強化

町の計画改正と、新たな耐震化の目標

- 平成25年の耐震改修促進法の改正、国や県の新たな目標設定や、町のこれまでの取り組み状況をふまえ、より一層の住宅・建築物の耐震化を図る。

【住宅の耐震化率】

【多数の者が利用する建築物の耐震化率】

(法第14条1号の建築物)

(町有の建築物)

現状(平成27年)
約52.9%
総数 4,098戸
耐震不十分 1,929戸

現状(平成27年)
約96.6%
総数 57棟
耐震不十分 2棟

現状(平成27年)
・災害時の拠点となる施設 87.3%
・不特定多数の者が利用する建築物 95.0%
・特定多数の者が利用する建築物 46.2%

目標(平成32年)
90%(県90%)
総数 4,440戸
耐震不十分 440戸
新たに1,470棟を耐震化

目標(平成32年)
100%(県90%)
総数 57棟
耐震不十分 0棟
新たに2棟を耐震化

目標(平成32年)
95~100%(県95~100%)

- 災害時の拠点となる施設
目標100%⇒新たに7棟を耐震化
- 不特定多数の者が利用する建築物
目標100%⇒新たに1棟を耐震化
- 特定多数の者が利用する建築物
目標95%⇒新たに32棟を耐震化
町営住宅は全て耐震化

【危険物を一定量貯蔵及び処理する建築物】

- ・平成37年までに全棟を耐震化(新たに2棟を耐震化)

【避難路沿道にある一定の高さ以上の建築物】

- ・現状の耐震化率100%を維持していく

計画の概要

【計画期間】

平成28年度から平成32年度までの5年間

【対象建築物】

町全域の、昭和56年5月31日以前に着手された既存耐震不適格建築物の全て

【想定地震】

・上林川断層地震(震度5弱~6強)
【被害想定】死者89人、全壊1,090棟

耐震化を進める具体的な施策の展開

町民の防災意識の啓発等ソフト面での施策

- ◆安全性の向上に関する啓発、知識の普及
- ・総合防災マップの作成・公表
- ・相談体制の整備及び情報提供の充実
- ・パンフレットの作成・配布等、各種媒体を活用した町民への啓発の推進
- ・リフォームに合わせた耐震改修の誘導
- ・自治会との連携(取組み支援等)
- ・耐震診断を実施した所有者へのフォローアップ

住宅・建築物の耐震化に関するハード面での施策

- ◆耐震診断・改修を図るための支援策等
- ・木造住宅耐震化促進事業(耐震診断・補強プラン、耐震改修)
- ・県産材を活用したふくい住まい支援事業
- ・多世帯同居・近接住まい推進事業 など
- ◆安心して耐震改修できる環境整備
- ・相談窓口などの環境整備
- ◆地震時の建築物の総合的な安全対策
- ・ブロック塀、窓ガラス、天井、昇降機、給湯設備などの安全対策

建築物の重点的・計画的な耐震化の推進

- ◆優先的に耐震化すべき建築物の設定
- ア. 住宅
旧耐震基準で建築された木造住宅
- イ. 法第14条1号建築物および町有の多数の者が利用する建築物
- (町有建築物の耐震化の優先度)
 - ①災害時の応急対策活動の拠点
 - ②災害時の広域避難、医療活動拠点
 - ③その他の災害時の拠点
 - ④倒壊による被害が大きい町営住宅